

若狭町告示第 14-1 号

若狭町移住サポート事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町の定住人口の増加を図るため、本町への移住を目的として住居または仕事を探す活動等を行う者に対し、宿泊費等の一部を予算の範囲内で助成することについて定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、県外に住所を有する者で、町内の旅館業の営業許可を有する宿泊施設、または町長が特に認めた移住体験ができる施設に宿泊し、次の各号のいずれかに該当する活動（以下「助成対象活動」という。）を行うものとする。ただし、来町中に町職員等による移住相談を行うものに限る。

(1) 本町への移住を目的として、町内で住居または仕事を探す活動

(2) 本町への移住を目的として、町内の地域情報を収集する活動

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、本町への移住を目的とした活動であつて、町長が特に認めるもの

(助成金の額等)

第 3 条 助成金の額は、関東地域からは 13,000 円、関西・中京地域からは 8,000 円とする。

2 その他地域の場合は、前項の金額を上限とし、旅費算定により決定する。

3 助成対象者に同行者がいる場合の助成金の額は、当該同行者が中学生以上の場合は第 3 条第 1 項に定める金額に 50%を乗じて得た額、当該同行者が小学生以下の場合は第 3 条第 1 項に定める金額に 30%を乗じて得た額とする。ただし、同行者の数は 2 人を限度とする。

4 助成金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、若狭町移住サポート事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に申請者の現住所を証する書類の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 町長は、申請書の提出があった時は、その内容を審査の上、助成金の交付を決定し、若狭町移住サポート事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成対象活動が終了した時は、若狭町移住サポート事業助成金活動報告書兼宿泊証明書（様式第3号）を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 町長は、前条第2項の書類の提出があった時は、助成金の額を決定し若狭町移住サポート事業助成金交付確定通知書（様式第4号）により助成決定者に通知するものとし、助成決定者からの若狭町移住サポート事業助成金交付請求書（様式第5号）により助成金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。